

設立趣意書

1. 趣旨

私たちは今、地球規模での環境問題、食糧問題、人権問題、南北格差、日本においては少子高齢社会への対応や福祉や医療など多くの問題を抱えています。

一方でこのような様々な問題を身近な問題として考え、解決を目指す新しいタイプの市民活動が各地で生まれてきています。1998年に成立した「特定非営利活動促進法」(NPO法)は、自立した市民にとって歴史的な意味を持ち、この法律の活用は、これから地域社会づくりにとって不可欠な要素です。

こうした状況のもと、旭川及び道北地域のNPO活動のさらなる推進を目指し、市民団体相互の連携（情報の共有や業務提携など）や社会的地位の向上を図るため、フォーラム、研修会などを主催すると同時に、企業・行政からのNPO支援の窓口の役割を担い、NPOを模索する個人への法人設立支援を具体的に実践する場として民設民営形態による「特定非営利活動法人 旭川NPOサポートセンター」を設立します。

2. 申請に至るまでの経過

平成11年7月に、旭川NPOサポートセンター準備会を発足し、旭川NPOサポートセンターの設立に向けての準備を開始しました。その後、月1～2回のペースで準備会の会合を重ね、さらに、平成12年1月16日NPO市民フォーラムを開催し多くの賛同者、理解者を得て、旭川NPOサポートセンター設立に向けた、定款、事業計画、予算の各案を作成し、このたび、総会を開催し設立の運びとなりました。

平成12年3月19日

特定非営利活動法人

旭川NPOサポートセンター

設立代表者

住所 旭川市緑が丘5条1丁目1番地の25

氏名 森田 裕子

